

令和3年 秋の全国交通安全運動が始まります

秋口は日没が急激に早まるため、夕暮れ時や夜間における交通事故の増加が懸念されます。また、小学生が犠牲となる悲惨な事故や、飲酒運転などの悪質運転による事故が、依然として発生しています。

交通事故は、一人ひとりの心掛けで減らすことができます。事故に遭わない、起こさないために、皆でルールを守り、思いやりを持って道路を利用しましょう。

実施期間 令和3年9月21日(火)から9月30日(木)まで

スローガン 「飲酒運転根絶」～ 飲酒運転は、絶対しない・させない・許さない～

運動の 重点目標

- ① 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ② 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ③ 夕暮れ時と夜間の事故防止と安全運転意識の向上
- ④ 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底



夕暮れ時・夜間・明け方の事故防止

ドライバーの皆さん

- ・日没の早まりによる交通事故が多くなります。前照灯は早目に点灯しましょう。
- ・夜間先行車や対向車がない場合はハイビームを上手に活用し、道路上の危険を早く発見して事故を回避しましょう。



歩行者の皆さん

- ・道路を横断する際は横断歩道を通行しましょう。
- ・歩きスマホなどの「ながらスマホ」は大変危険です。やめてください。
- ・夜間など暗い時の外出時には明るい服装と反射材を身につけましょう。

反射材 つけて輝く その笑顔

<p>シールタイプのもの</p>	<p>吊り下げタイプのもの</p> <p>● LEDセーフティライト</p>
<p>バンドタイプのもの</p> <p>● LEDバンド</p> <p>● 反射式リストバンド</p>	<p>自転車に付けるタイプのもの</p> <p>● 自転車用反射シール</p> <p>● タイヤライト</p> <p>● サイクルリフレクター</p>

反射材の入手方法 100円ショップやホームセンターで購入できます。安価なものから高性能なものまでいろいろと種類があります。

飲酒運転は犯罪です!

「自分は大丈夫」「少しくらいのお酒なら…」そんなふうに思っていないですか?あなたの一瞬の過ちが、重大な事故につながります。飲んだら乗らない、乗るなら飲まないを徹底して、安全な運転を心がけましょう。

お酒に強い・弱いに関係なくアルコールによる影響が!



酒酔い運転

5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金

「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態)で車両等を運転する行為。

酒気帯び運転

3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金

車両提供	酒類提供・同乗者	飲酒検知拒否
<p>運転者が酒酔い → 5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金</p> <p>運転者が酒気帯び → 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金</p>	<p>運転者が酒酔い → 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金</p> <p>運転者が酒気帯び → 2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金</p>	<p>3ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金</p>

※すべて運転免許の行政処分の対象にもなります。



ちばサイクルール

自転車は身近な交通手段ですが、自転車側に法令違反がある重大な交通事故が後を絶たしません。自転車に乗るときは「ちばサイクルール」を確認し、交通ルール・マナーを徹底しましょう。

自転車に乗る前のルール

- ① 自転車保険に入ろう
- ② 点検整備をしよう
- ③ 反射器材を付けよう
- ④ ヘルメットをかぶろう
- ⑤ 飲酒運転はやめよう



自転車に乗るときのルール

- ① 車道の左側を走ろう
- ② 歩いている人を優先しよう
- ③ ながら運転はやめよう
- ④ 交差点では安全確認をしよう
- ⑤ 夕方からライトをつけよう

※このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに、「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。